

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)のベント弁に自動開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	取水設備取水ケーブルピット受水槽の満水表示ランプに回路不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
3	2号機	原子力安全基盤機構(JNES)による定期事業者検査(原子炉補機冷却系ポンプ検査)の記録確認において、検査成績書の訂正に伴い訂正理由他の記載漏れに関する指摘を受けたため、対応検討	C	
4	2号機	屋外ストームドレン処理建屋東側の地面に陥没(2ヶ所)が認められたため、当該地面を点検・埋め戻し	D	
5	3号機	取水設備パー回転式スクリーン(B)の過負荷時折損ピンが折損していたが、折損を知らせる警報が発生しなかったため、当該警報回路を点検・修理	D	
6	4号機	原子炉格納容器内照明コンセントの点検において、100Vコンセント(1箇所)に破損が認められたため、当該コンセントを修理	D	
7	4号機	原子炉建屋1階主蒸気管トンネル室局所空調機用電動機の点検において、軸受に異音の発生が認められたため、当該軸受を交換	D	
8	4号機	原子炉再循環系流量制御装置の点検において、保守用ツールのデータ記録装置に動作不良が認められたため、当該装置を修理	D	
9	4号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ(A)駆動用電動機の点検において、軸受油シールにひびが認められたため、当該部を交換	C	
10	4号機	タービン建屋地階ドレンファンネル上蓋留めネジ(機器用1本、床用4本)の外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
11	4号機	タービン建屋地階床ドレンファンネル(1箇所)に詰まりぎみ及び、ストームドレンファンネル(1箇所)にファンネル番号表示の消えが認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
12	4号機	主タービンバイパス管ドレントラップバイパス弁の開閉表示用ランプに点灯不良(現場全開に対し両点)が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
13	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービンの高圧主蒸気止め弁バイパス弁に動作不良(操作スイッチで開しない)が認められたため、当該弁操作回路を点検・修理	D	
14	4号機	主蒸気ヘッダードレン空気駆動弁に動作不良(操作スイッチで開しない)が認められたため、当該弁操作回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	低圧復水ポンプ（A）入口弁の開閉表示用ランプに点灯不良が認められたため、当該開閉表示回路を点検・修理	D	
16	4号機	原子炉建屋5階の原子炉上部（ウェル）と燃料プール間の燃料移動用ゲートを閉めたところ、燃料プールのレベルが上昇し、燃料プール側面の空調ダクトにプール水が流入したことが認められたため、対応検討	C	
17	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ用シール水ポンプ（A）の点検において、オイルシール部に摩耗及び、羽根車ナットネジ部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	コントロール建屋北側電気品室の北西壁面継ぎ目より雨水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理	C	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）駆動用ディーゼル機関入口燃料油温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	
20	5号機	定期事業者検査（原子炉格納容器隔離弁機能検査）において、原子炉冷却材浄化系ポンプ入口弁の開度指示計の指示値に判定基準値外れが認められたため、検査を中断し調整後、検査を再開	D	
21	5号機	非常用ガス処理系フィルタ性能検査において、B系の一次高性能粒子フィルタの除去効率に判定基準値外れが認められたため、対応検討	C	
22	6号機	廃棄物処理建屋地下2階廃液収集混合ポンプエリアの所内ボイラ蒸気配管貫通部より大雨時に地下水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	原子炉再循環MGセット建屋内のケーブルダクト上部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	C	
24	6号機	硫酸第一鉄注入装置の原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水系配管入口電磁弁の開表示ランプに点灯不良が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉設備焼却後廃棄物充填ドラム缶の蓋締搬出操作盤監視用TVモニタ画面に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
26	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液収集ポンプ（C）の出口圧力計元弁に動作不良（操作ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	集中環境施設	高温焼却炉設備前処理設備の廃棄物裁断機駆動用電動機が過負荷により自動停止したため、当該裁断機を点検・修理	D	
28	その他	水処理設備排水処理装置用沈降分離促進剤注入ポンプのVベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで